

事前協議（出店計画概要書意見照会）での指摘に対する店舗設置者の対応〔フレスタ中筋店〕 1/1

項目	意見内容	回 答	その後の対応
交通 1	<p>【道路交通局 道路部 道路計画課】</p> <p>1 オープン時など混雑が予想される場合には、交通誘導員を配置するなど円滑な交通誘導を行うこと。</p> <p>2 開店後に来退店車両を原因とする交通混雑等が発生した場合は、必要な対策を講じること。</p> <p>3 交通 5 ページの 3（2）について、右折入庫となる理由を明記すること。</p>	<p>1 オープン時など混雑が予想される場合には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置して円滑な交通誘導に努めます。</p> <p>2 開店後に来退店車両を原因とする交通混雑等が発生した場合は、地元や関係機関等とも協議を行い、適宜必要な対策の検討、実施に努めます。</p> <p>3 駐車場法において、駐車場の出入口は幅員6m未満の道路に設けることがあり、その基準に適合させるため、右折入庫となるように案内誘導を行う必要があることを交通資料に明記します。</p>	—
交通 2	<p>【広島県警察本部 交通部 交通規制課】</p> <p>1 出入口における安全確保について 店舗前道路は、歩道のない道路であるが、通学路となっていることから、出口から視認性を確保する必要があると認められる。 看板及び目隠し遮音フェンスは視認性を確保できる適切な位置及び形状のものを設置するとともに、カーブミラーの設置についても検討すること。 繁忙期には、交通誘導員を配置する等安全対策を図ること。</p>	<p>駐車場出口付近に設置する看板やフェンスについては、出庫時の視認性を確保できる適切な位置及び形状にするとともに、必要に応じてカーブミラーの設置も検討します。また、オープン時など混雑が予想される場合には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置して安全誘導に努めます。</p>	—
その他 1	<p>【都市整備局 都市計画課 都市デザイン担当】</p> <p>建築面積が 1,000 m²を超えるため、工事着手の 30 日前かつ建築確認申請の前までに、安佐南区建築課へ景観法に基づく届出及び同届出に先立って行う事前協議を行うこと。 また、高さが 45m を超える場合は、景観法の届出の 60 日前までに都市計画課都市デザイン係へ事前協議を行うこと。協議に当たっては、景観シミュレーションを行うこと。 事前協議が整った後、工事着手の 7 日前かつ建築確認申請の前までに景観法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>建築景観法に基づく事前協議及び届出を行います。 建築物の高さは 45m 以下です。</p>	対応済みです。
その他 2	<p>【教育委員会 青少年育成部 育成課】</p> <p>営業予定時間が夜遅くにまで及んでおり、青少年がい集する状況も予想されるので、その場合は、青少年健全育成の観点から、帰宅を促す等の対応をお願いします。</p>	<p>青少年がい集する状況が確認された場合には、帰宅を促す等の対応を行うとともに、必要に応じて警察へ通報します。</p>	—

大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見及び店舗設置者の回答〔フレスタ中筋店〕1/1

項目	意見内容	回 答	その後の対応
交通	<p>新設の届出が提出されたことを受け、当商工会の役員会（理事会）に供したところ、異口同音にて交通問題を危惧される意見が出ました。</p> <p>御社は、新設に伴い周辺交差点の交通量調査にて現況を踏まえた予測を出されておられます。国道54号線・高陽沼田線は、多くの交通量を有し更には店舗前の市道に至っては、幅員も無く導線も殆どありません。正に近隣の生活道であり、その影響は大と言えます。</p> <p>交通への支障回避方策はあると思いますが、呉々も問題が発生しない様また地元との協議を行い、交通関係には充分ご配慮賜ります様お願いいたします。</p>	<p>前面道路においては幅員が狭い北側に来退店車両を流入させないように案内誘導を行うとともに、繁忙時には、状況に応じて交通誘導員を適宜配置し、円滑な誘導に努めます。</p> <p>事前の予測では周辺交通への影響は許容範囲内であると考えていますが、オープン後に問題が確認された場合には、関係行政機関や地元等とも協議しながら、必要な対策を検討します。</p>	—